

# 個人インターネットバンキング不正被害補償規程

## 第1条(補償対象となるサービス)

bankstage および名古屋ビジネスダイレクト(個人事業主)において、盗取された番号等(ID・パスワード)等を用いて行われた不正な振込等(以下「不正送金」という。)については、当行はお客さまに対して当該不正送金の額およびこれらに係る振込手数料・預金利息に相当する金額(以下「不正送金にかかる損害」という。)の補償を検討する。

## 第2条(補償要件)

当行は、次の各号のすべてに該当する場合に限り、補償を検討する。

- (1) 不正送金が発生した翌日から30日以内に銀行へ届け出た場合
- (2) 不正送金が発生した翌日から30日以内に警察へ届け出た場合
- (3) 不正送金が発生した時に、銀行の調査及び警察の捜査へ協力した場合

## 第3条(補償期間)

補償の検討対象となる不正送金にかかる損害は、お客さまから当行へ不正送金の被害に関する通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することが出来ないやむを得ない事情があることをお客さまが証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とする。)前の日以降になされたものとする。

## 第4条(補償しない場合、補償を減額する場合)

当行は、次のいずれかに該当する場合には、補償しないもしくは補償を減額する。

- (1) 銀行が複数回にわたり、個別的・具体的に注意喚起していたにもかかわらず、注意喚起された手口により騙されて、ID・パスワード等を入力してしまった場合
- (2) 警察や銀行等を騙る者に対し、安易にID・パスワード等を回答してしまった、または安易にワンタイムパスワードを渡してしまった場合。その他、正当な理由もなく、ID・パスワード等を他人に教えてしまった場合
- (3) お客さまがID・パスワード等を手帳等にメモしていたり、携帯電話等の情報端末等に保存しており、お客さまの不注意により当該手帳や携帯電話等が盗難等に遭う等して当該情報が盗取された場合
- (4) 以下のような事実があるにもかかわらず、取引先の銀行への通報を怠っていた間に犯行が行われた場合
  - ① 上記(1)～(3)の事例にあるようなケースに該当すること
  - ② 通帳記帳やインターネット・バンキングサービスへのログインなどにより、身に覚えのない預金残高の変動があることを認識していたこと
  - ③ お客さまのパソコン等がウィルス感染するなどにより、インターネット・バンキングで不正な払戻しが行われる可能性を認識していたこと

## 第5条（補償の除外）

当行は、次のいずれかに該当する場合には、補償を行わない。

- (1) 当該振込等が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ次のいずれかに該当する場合
  - ①当該振込等にかかる損害が契約者、または契約者の法定代理人の故意、重大な過失、法令違反の場合
  - ②契約者の配偶者、二親等以内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われた場合
  - ③契約者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
- (2) 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して暗証番号等が盗難にあった場合
- (3) 不正送金が、お客さままたはお客さまと同視できる第三者に振込が行われている場合には、この振込を行った額の限度において、補償は行わないものとする。また、お客さまが、不正送金を行った者から損害の賠償又は不当利得の返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とする。

## 第6条（払戻請求権の消滅）

当行が不正送金にかかる損害の補償を行った場合には、当該補償を行った金額の限度において不正送金の支払原資となった預金にかかる払戻請求権は消滅する。

## 第7条（請求権の代位取得）

当行が不正送金にかかる損害の補償を行ったときは、当行は当該補償を行った金額の限度において、盗取された番号(ID・パスワード)等により不正送金をおこなった者、その他の第三者に対して、お客さまが有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得する。

## 第8条（被害補償の変更）

被害補償の内容を変更する場合には、原則として変更内容を **bankstage** ログイン画面および名古屋ビジネスダイレクトログイン後画面への掲示により告知する。

以上

(2021年10月1日現在)